

品確法等の効果検証に係るアンケートの結果について

平成 27 年 9 月 17 日

(一社) 全国建設業協会

改正品確法及び運用指針が公表され、本年 4 月よりその運用が開始されたところですが、これら法改正の効果を的確かつ継続的に測定・評価を行うことが必要であり、また、関係機関等へ提言等を行う場合には具体的なデータ（各地の実情等）が必要不可欠であることから、本調査を実施したものです。

別添 「品確法等の効果検証に係るアンケート報告書」

【調査の内容】

調査の主たる内容は、「改正法及び運用指針の趣旨を踏まえ、各発注者において適切な対応がなされているか。」であり、昨年（概ね 12 月頃）と本年 7 月 1 日時点との比較を行っています。

【調査対象】

47 都道府県建設業協会及び会員企業（一部）

※ 会員企業の選定については、各都道府県建設業協会に一任しています。

【回収状況】

40 都道府県建設業協会（回収率：85.1%）

会員企業 計 1,162 社

※ なお、設問ごとに未記入があるため、回答者数と各設問の合計者数は一致していません。

【集計方法】

都道府県建設業協会及び会員企業の回答を単純集計

※ 本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が 100%にならない場合があります。

【調査結果の概要】 ※詳細については別添参照。

◆都道府県建設業協会からの回答

- ・ 調査初年度ということもあり、全般的に「不明」とする回答が多い。
- ・ 国土交通省、都道府県については、これまで様々な施策が実施されてきたことにより、各設問について「実施されている・改善された」とする回答が多い。
- ・ 市区町村については、特に「歩切りの状況」に関して改善されたとする報告が多く見られたものの、その他の設問については国土交通省、都道府県に比べよりも「実施されている・改善された」とする回答が少なく、これからの対応が期待される状況である。

◆会員企業からの回答

- ・ 工期設定について、国土交通省、都道府県は「実施されている・改善された」とする回答が多いものの、特段の取組みが行われていないと認識している会員企業が3割超あった。また、市区町村は特段の取組みが行われていないと認識している会員企業が半数程度あった。
- ・ 契約変更について、「施工条件の変化に伴う、必要な契約変更が行われていますか？」という設問については、国土交通省、都道府県、市区町村のいずれも会員企業の6割から8割が対応されていると認識している。
- ・ 「三者会議」や「設計変更審査会」、「ワンデーレスポンス」の活用については、特に都道府県、市区町村に関して半数以上の会員企業が活用されていないと認識している。
- ・ 経営状況などの変化について、「受注の状況」及び「利益の状況」が悪化したとする会員企業が概ね5割から6割となっており、特に「九州・沖縄」「中部」「中国」の各ブロックが顕著となっている。その要因として「発注の減少」を要因とする会員企業が多数あった。

なお、「資金調達の状況」には大きな変化は見られない。

また、「処遇改善」や「技術者・技能者の確保及び育成」については、検討中とする会員企業を含め、概ね8割の会員企業が何らかの取組みを行っている。

以 上